日本専門医機構に対する国の関与の強化

【担当省庁】厚生労働省

奈良県における取組

- 新専門医制度の開始(H30年度)にあたり、県地域医療対策協議会において、日本専門医機構(以下、「機構」)から提供された研修プログラムについて、地域医療確保の観点から確認を行うとともに、機構に対して意見を提出したが、以下の課題が生じている。
 - 機構から県に対して、プログラムのチェック等を行うために必要な情報が十分に提供されなかったため、独自に研修施設(医療機関)に対して調査を実施するなど、多大な事務負担が発生した。
 - ・ 地域医療確保の観点から機構に対し修正意見を提出したが、機構からの回答が大幅に遅れた。また、回答内容も十分満足できるものではなかった。

(参考:提出:H29. 9. 29→回答:H30. 3. 31)

国にお願いすること

- 地域医療対策協議会において、専門医制度が地域医療に与える影響について 十分な協議を進めるため、都道府県が提出する意見に対して、機構が適切に対 応するとともに、研修プログラム内容の確認等、本来、機構が行うべき事務を都 道府県に負担させないよう、国から指導いただきたい。
- 医師法の改正案では、都道府県の意見も踏まえた厚生労働省の意見を反映するよう、機構に努力義務が課されることとなっているが、その実効性を確保するため、反映状況をフィードバックする仕組みを構築する等、国の関与を強化されたい。

【県担当部局】 医療政策局 地域医療連携課 医師・看護師確保対策室